

# 「文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書」締結 10周年記念シンポジウム運営等業務委託基本仕様書

## 1 業務名

「文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書」締結10周年記念シンポジウム運営等業務委託

## 2 業務の目的

本県では、熊本市、新宿区及び文京区とそれぞれの自治体間で共通する文化及び歴史的資産である「夏目漱石」、「小泉八雲」、「肥後熊本藩主細川家」（以下、「関連資産」という。）に係る取組みでの相互連携を図ることを目的に平成27年に四者間で覚書（以下、四者覚書という。）を締結している。

本事業では、四者覚書が10周年を迎えるタイミングでシンポジウムを開催し、首都圏の方々に四者間のつながりや関連資産の魅力を再認識していただくとともに、関連資産を通じた熊本の認知度向上・イメージアップを目的として実施する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）12月26日（金）まで

## 4 シンポジウムの概要

関連資産に関連するテーマについて、有識者による基調講演と有識者を交えたパネルディスカッション（座談会）を実施する。詳細は、以下のとおり。

開催日時：令和7年（2025年）11月18日（火）9時～17時

（準備等含む。シンポジウムの開催時間は13時～15時（予定））

会場：新宿区立牛込笹笥区民ホール（東京都新宿区笹笥町15番地）

※発注者が会場仮押さえ済み。（楽屋2部屋を含む）

募集人数：最大350人程度（ホール定員392席）

参加費：無料

構成：基調講演及びパネルディスカッション

登壇者：熊本県立劇場館長 姜 尚中（基調講演・コーディネーター）

熊本県知事 木村 敬（パネリスト）

熊本市長 大西 一史（パネリスト）

新宿区長 吉住 健一（パネリスト）

文京区長 成澤 廣修（パネリスト）

※上記の登壇者については、日程等を押さえ済み

上記の登壇者に加え、司会1名

## 5 業務内容

シンポジウムの運営及び広報に係る業務を実施すること。なお、詳細については発注者と協議のうえ決定する。

### （1）シンポジウムの運営

- ・シンポジウム等で司会経験を有する司会者を提案すること。

※司会者については、発注者と協議の上決定する。

- ・基調講演者（姜尚中氏）の手配や調整を行うこと。（交通や宿泊に関する手続き、謝金の支払いを含む。）

※パネリストの調整については発注者が実施する。なお、パネリストに係る交通や宿泊に関する手続き、謝金等は不要。

- ・登壇者等へ飲料等を提供すること。
- ・参加者へのアンケートを実施し、結果を報告すること。
- ・議事録等を作成すること。

## (2) 会場設営・運営

- ・会場の調整、設営、各種機材等を手配すること。

※会場使用料は不要。会場備え付けの付帯設備についても使用料不要。

（会場備え付けの付帯設備リストは会場 URL のとおり）。

但し、持ち込みの設備・機材については受託者の負担とする。

なお、会場の下見、付帯設備の確認、会場管理者との事前打合せ（対面で約1ヶ月前までに実施）を遺漏なく行うこと。

会場 URL : <https://shinjuku.hall-info.jp/tansu/riyou.html#ryokin>  
<https://shinjuku.hall-info.jp/tansu/dl.html>

- ・参加者の受付、会場の案内、運営に関するスタッフ等を手配すること。
- ・進行台本や運営マニュアル等を作成すること。
- ・資料を作成し、当日配布すること。
- ・シンポジウム横断幕及び各種誘導サイン等を作成し、運搬、設営、撤去作業を実施すること。

## (3) 参加申し込み及びシンポジウムに係る広報

- ・参加申し込みの受付対応、とりまとめ、当選者決定通知発送、参加希望者からの問い合わせ対応等を実施すること。
- ・チラシ、ポスターのデザイン作成、印刷及び配布を行うこと。
- ・参加者の募集に効果的な広報を実施すること。

※なお、発注者において次の広報を実施予定。

報道機関への投げ込み、各種県公式 SNS での配信、広報紙への掲載

## (4) その他

- ・上記に記載しているもの以外でシンポジウムの開催に必要と判断される業務を実施すること。

## 6 事業報告及び成果品等の提出

事業終了後、次に掲げる資料及び成果品等について、速やかに提出すること。

- ・事業実績報告書（1部及び電子データ）
- ・事業で作成・使用した各種データ等を格納した DVD-R 4枚

## 7 著作権

- ・受託者が本業務にて制作した成果物の著作権は、発注者に帰属するものとし発注者が必要なものに利用することができるものとする。
- ・受託者は本業務にて制作した成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。
- ・受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・

音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- ・受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

#### 8 セキュリティ対策及び個人情報の取扱い

- ・受託事業者は、本業務の実施にあたり、データを適切に管理するとともに、万全なセキュリティ対策を講じること。
- ・受託事業者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者以外に漏らしたり、本業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。
- ・個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

#### 9 その他

- ・本業務で知り得た内容については、許可なく他に公表、転用及び貸与してはならない。
- ・その他委託業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者及び受託者の協議で決定する。
- ・熊本市において、熊本の観光や歴史文化を紹介する展示や、特産品（食品や工芸品）の販売を行うブースを設置する予定である。ブースの企画や運営は熊本市において実施するため、対応は不要であるが、シンポジウムの広報において、展示や特産品の販売に関する内容を含めるなど、連携を図ること。